

カントの「敵対関係」と「永遠平和」

只木 友祐

(和文要旨)

カント(1724-1804年)にとって「文明化」「道徳化」とは理性が命じる理念であり「人間の使命」である。自然の摂理は人間同士の「敵対関係」「非社会的社交性」によってそれを推進させる。そして、『人類史の憶測的起源』その他によれば、戦争もまたその手段なのである。その一方、カントは「永遠平和」を理念として掲げている。カントが説くように永遠平和の実現が法義務であるなら、戦争はそれに対する違反のはずである。ならば、「永遠平和」も「文明化」「道徳化」も同じく理念でありながら、人間は一方を犯すことによってしか他方を実現できないように運命づけられていることになる。「戦争の不法性」は当然ながら、それと矛盾するよう見える「戦争の意義」についてもカントは確信的に何度も触れている。この事態は、人間の叡智界と現象界への両属性を改めて強調することによって多少なりとも理解しやすいものとなる。ここに、妥協のない理想主義者でありながら、一方では冷徹な現実主義者でもあるカントの真骨頂がある。少なくとも、国防すらタブー視し、理性の命じる「法的市民的体制」への脅威となる全体主義国家を看過するたぐいの平和主義はカント思想から導かれる帰結ではない。その意味で、カント思想は現代におけるアクチュアリティを持っている。

(SUMMARY)

For Kant (1724-1804), “civilization” and “moralization” are ideas that are commanded by reason, and to which human beings are called. Natural destiny brings these ideas about through inter-human antagonism or non-social sociability. As Kant writes in his “*Conjectural Beginning of Human History*” and in his other writings, war also is a means for bringing them about. On the other hand, Kant maintains the idea of “perpetual peace”. As Kant says, if the

realization of perpetual peace is a duty, war is a violation of that duty. If that is the case, although both “perpetual peace” on the one hand and “civilization” and “moralization” on the other are ideas, the human race is destined to violate the former in order to realize the latter. Of course, Kant talks about the illegality of war, but he also talks about the significance of war repeatedly. If the fact that human beings inhabit both the noumenal world and the phenomenal world is called to mind here, it becomes easier to understand why he discussed this. Herein we can find a Kant who is both uncompromisingly idealistic and coolly realistic. It is in this theme of “war” that Kant shows his true worth. At least, pacifism that takes national defense as taboo and overlooks the danger of a totalitarian state cannot be considered to have originated in Kant’s philosophy. In this sense, Kant’s philosophy is still applicable to the modern world.

はじめに

カント平和論の文献はそれこそ汗牛充棟の感があるが、カントの戦争観、あるいはより一般的に「敵対関係 (Antagonismus)」についての体系的分析を行ったものは、あまり見当たらない。本稿では、まず、カントがこの「敵対関係」を法論レベル（この段階ですでに戦争の意義は二重性を持つ）および歴史哲学的レベルから何重もの視点で分析していることを確認する。次いで、この「敵対関係」（主に戦争）の多重性ゆえに人間のそれに対する態度はアンビバレントなものとならざるをえないことを示し、その上で、現代の国際情勢において我々がカントから学ぶべき戦争観とは何かを論じる。最後に、この戦争というテーマにおいて浮かび上がる、理想主義と現実主義の総合について述べる。

なお、本文でも示す通り、カントが「敵対関係」という語で第一義的に考察するのは戦争であるため、以下、「平和」との対比上、ほとんどの場合「戦争」の語を用いる。

1. 理性の法廷は平和を命じ、戦争を禁止する（法論的観点①）

カントは、我々の内なる道徳的実践理性は「戦争はあるべきではない」（VI354、MS）

と宣言すると述べ、「永遠平和」とは、実践理性が仮借なくその実現を命じる理念であることを示した。その著『永遠平和のために』（以下、『永遠平和』）で将来における戦争根絶を説いたカントは、戦争そのものを禁止命令に服すべきものと定義したという意味で、世界の思想史において独自の地位を占めている。

すぐ後に見るように、カントは『人倫の形而上学』第一部「法論の形而上学的定礎」（以下、「法論」）第二章・公法において、戦争にもある種の法的地位を与えているが、同じ箇所と同時に戦争状態⁽¹⁾を「最高度に不法」（VI344、MS）と言い、『永遠平和』では「理性は道徳的に立法する最高権力の座から、訴訟手続きとしての戦争を断固として弾劾し、これに対して、平和状態を直接の義務とする」（VIII356、EF）と語っている。したがって、カントが戦争についてどんな付帯的議論をなそうとも、純粹実践理性という法廷がアプリアリに永遠平和を命じ、戦争を「不法」として禁止していることは明らかである⁽²⁾。

この永遠平和は法論の一部というより、それ全体の「究極目的（*der Endzwecke*）」であり、「最高の政治的善」である（VI355、MS）。永遠平和とは、一切の法義務がそこへと収斂してゆく、いわば究極の法義務であり、人間が理性的存在者である以上、人々の環境や事情を全く顧慮することなく、実践理性はその実現を命じ続ける。『判断力批判』においては、「究極目的」という語は、叡智的道徳的存在者としての人間に対して付されているが、そこでは、永遠平和と同値される市民的 - 法的体制は、そうした「創造の目的」を成就するための形式的条件であることが示唆されている。

2. 戦争は禁止されると同時に許容法則に属する（法論的観点②）

それでは、戦争が「最高度に不法」と弾劾されたのと同じ「法論」第二章・公法において、カントが「戦争への権利」「戦争中の権利」「戦争後の権利」、すなわち、現在で言うところの戦時国際法と重なる領域について積極的に論じ、ある意味において法

⁽¹⁾ 確かに、ここでカントが「戦争状態」と言うのは、国家間の自然状態を広く意味しており、必ずしも戦闘が勃発している状況だけを指すのではないが、それですら「最高度に不法」ならば、実際の戦争が不法であることは論理的に明らかである。

⁽²⁾ 小野原雅夫（2006）、p.71、はこの事態を「平和の定言命法」と表現する。他にも、渡邊二郎（1996）、p.25などを参照。

的地位を認めているのはどう解釈すべきだろうか (VI343-351、MS)。さらに、カントが、こうした法論的理解とは別に、歴史哲学の諸論文、さらに、他ならぬ『永遠平和』第二章・第一補説 (VIII360-365、EF) においてすら、戦争を人類進歩のための自然の「摂理 (Vorsehung)」として描写し、その役割を重視していることはよく知られている。

誤解を恐れずに言えば、カントは確かにある意味において戦争を肯定している。例えば、カントは防衛戦争を明確に認める。「あらゆる種類の防衛手段が、戦争をしかけられた国家には許される」 (VI347、MS) のである。これらのことは、当然、専門の研究者にとっては周知の事柄であろう。しかし、カントの戦争肯定論の側面が世間一般に広く認知されているとは言いがたいようで、カントについて、彼を一切の戦争を否定するいわゆる「絶対平和主義者」と誤解している人も多い。また、研究者であっても、カントの平和論と戦争肯定論とのバランスについて (申し訳程度に触れるのみで) 十分な考察を与えることなく、結局は、前者のみをクローズアップした議論に終始していることも多い。あるいは、戦後日本の反戦的な空気の中で、カントの戦争肯定の側面をしっかりと研究・宣伝することがためらわれたのかもしれない。

では、アприオリな法的原理のレベルにおいては不法であるはずの戦争が、「法論」の中に占める位置とはどのようなものか。「法論」第二部・公法の第56節において、戦争への権利について、「許される (ist erlaubt)」という種類のものであるとカントが語っていることが、この点についての解答を与える (VI346、MS)。戦争の決断や遂行に関する法は「許容法則 (Erlaubnisgesetz)」であるというのが、差し当たっての答えであろう⁽³⁾。

許容法則についてはいくつかの箇所において触れられているが、主なものは『永遠平和』第一章 (VIII348、EF)、同・付録 I (VIII373、EF)、「法論」第一部・私法 (VI247、VI267、ともに MS) などであろう。これらの多くは「所有」の法に関連して語られている。それらの記述を最大公約数的にまとめると、以下のようなになるだろう。それと知らずに不法な仕方入手した物について、本来ならば、それが現在所有されているという理由で不法であるものが合法になるわけではない。しかし、それを過去に遡っ

⁽³⁾ なお、直接「許される」という表現が使われているのは「戦争への権利」のみであるが、残りの「戦争中の権利」、「戦争後の権利」も含めて、これらはいずれも国家相互間の自然状態において通用すべき「国際法」として描かれており、法論上の位置づけは同じである。

て追及することがいたずらに混乱を招き、本来の目的である法的体制の存立を脅かすとすれば、その所有禁止の命令を猶予し、所有を持続することが「許容される」、ということである。許容法則の内容そのもの（この場合は、不法所有の持続）を権利一般の諸概念から引き出すことはできないが、しかし、理性は「自らを拡張する実践理性」（VI247、MS、傍点は論者）として、許容法則が原則として妥当することを求めるという⁽⁴⁾。

この考え方は、カント解釈上しばしば取り上げられる「抵抗権」についても当てはまる。事実、『永遠平和』付録 I（VIII373、EF）においては、抵抗権との関連において許容法則が語られている。すなわち、アプリアリな法原理としては、臣民に抵抗権はなく、暴力的な政権転覆活動はあくまで不法だが、いったん、革命が成就し市民的 - 法的体制が設立されたならばその状態の持続が「許容される」。したがって、最初の反体制活動が不法であるからといって再度革命を企てることは認められない。ただし、その一方、最初の反体制活動がそのことを理由に合法と判定されるわけではない。

本稿のテーマである戦争も、こうした性格を持つ許容法則の一例であると解釈できる。『永遠平和』第一章（VIII347-348、EF）では、許容法則は過去から現在の事態に、法原理としての命令もしくは禁止の法則は未来の事態に関わるとされており、戦争は将来において廃絶を期すべきものという理解と合致する。

アプリアリな法原理のレベルでは、理性は戦争を不法として断罪する一方、国家相互の自然状態においては、戦争についての法は許容法則として国際法の一部をなすのである。こうして、カントの戦争観は「法論」の内部ですでに二重性を露わにしている。

3. 戦争は人類の文化を高め、永遠平和を準備する（歴史哲学的観点）

戦争は「法論」の段階ですでに二重性を孕んでいたが、それに加えて、カントは戦争を歴史哲学的観点からも考察する。その理解によれば、戦争とは、人類の文明を進歩させ、国家間の市民的 - 法的体制としての「永遠平和」を成就させるための「摂理」の導きなのである。

この点は、カント平和論の解釈上、しばしば問題となる。（同時に許容法則に属する

⁽⁴⁾ 石田京子（2007）参照。

とは言え) 実践理性の禁止命令に服するはずの戦争が、同時に、他でもない永遠平和の実現に向けて摂理が用いる手段であるとはいかなることか。ともかく、カントが戦争と永遠平和の関係をどう理解していたのかについて、一応の確認を行っておきたい。

これについては、『人類史の憶測的始源』(以下、『憶測的始源』)に見られる次の記述が、諸概念の関係を端的かつ過不足なく語っている。そこでは「戦争は文化をさらに発展させるための不可欠の手段である」(VIII121、Anf)、「その完成された文化によってこそ永続する平和は可能であろう」(同)と述べられている。永遠平和にとっては文化が不可欠であり、文化にとっては戦争が不可欠だということである。推移律で考える限り、永遠平和のためには戦争が不可欠であると理解せざるをえない表現である。その他、人類の文化的発展にとって戦争が不可欠であるということは、『判断力批判』付録・第83節(V432-433、KU)他、それ以外の多くの箇所でも述べられている。戦争と永遠平和の関係についてのカントの考えを理解するには、この引用だけで必要かつ十分だが、類似した思想はカントのテキストのあちこちで語られており、これは決して例外的な箇所ではない。

例えば、『世界市民的見地における普遍史の理念』(以下、『普遍史の理念』)の第四命題は「敵対関係が最終的に社会の合法的秩序の原因となる限りにおいて、自然は、自然のあらゆる素質の発展を実現するために、社会における自然素質の敵対関係を手段として用いる」(VIII20、Idee)というものである。要するに、戦争を典型とする人間相互の「敵対関係」もしくは「非社会的社交性(ungesellige Geselligkeit)」は、社会の合法的秩序を実現するための手段なのである。ちなみに、カント哲学においては永遠平和と法的体制の設立とは平行である。国家内部の「国家市民的体制」および国家間の「世界市民的体制」の導入は、戦争を抑止する体制でもある(VIII310-311、Gem、他)。

そうだとすると、やはり、永遠平和(=市民的-法的体制)の設立にとって、人間相互の敵対関係が必要不可欠だという結論は動かしがたいことになる。さらに論を進めると、『判断力批判』付録・第83-84節では、「人間相互の法的体制」は自然の最終目的(der letzten Zwecke)の形式的条件であり、その前提の上で心的開発(熟練の開発および道徳的訓練)を経た道徳的存在者としての人間こそが「創造の究極目的」と見

なされることも述べられている（V429-436、KU）⁵⁾。

以上、上の引用のうち、『憶測的始源』では「文化」という要素を介在させており、一方の『普遍史の理念』ではその点が明示的でないという違いはあるが、ともかく、戦争を経てこそ永遠平和（市民的 - 法的体制）が可能になるという思想は貫かれている。さらには、その永遠平和の樹立こそが、道徳法則に従い最高善を目指す叡智的存在者としての人間という究極目的の下準備となるのである（V429-436、KU）。

その他にも、『憶測的始源』の全体、『永遠平和』第二章・第一補説などを併せて読む限り、戦争というものが、人類の文化的発展および永遠平和の実現のために必要不可欠であるということがカントの一貫的主張であることは疑いない。こうして、「法論」レベルでの戦争の二重性に加え、さらに歴史哲学的観点から、「人類を導く摂理としての戦争」という意味合いが新たに加わることが確認できる。もともと、法的に許容される戦争と、摂理としての戦争という二つの側面については、表面的にも齟齬をきたすことなく統一的に理解できるだろう。摂理としての戦争は人間にとって避けがたいが、それは法的に許容されているということである。しかし、この二つは、「端的に否定されるべきもの」というもう一つの戦争観とは鋭い対照をなす。

4. 永遠平和のために戦争を「しなければならない」？

ここに至って、我々は重大かつ奇異な疑問に出くわす。戦争なくして永遠平和は訪れない。そして、永遠平和は実践理性の命じる法的理念であり、理性的存在者としての人間にとっては「義務」なのである。永遠平和の実現が義務であるならば（少なくとも、それが到来する歴史の終点以前は）その実現のために不可欠とされる戦争も同じく「義務」としての性格を持つのではないか、という疑問である。

もちろん、カント思想のターミノロジー（用語法）の観点からは「戦争は義務である」などとは決して言えないだろう。何と云っても、カントは戦争の不法性を高らかに宣言しているのである。しかし、もし戦争というものが永遠平和樹立のために「不

⁵⁾ ここでは「敵対関係」と「永遠平和」の関係が理解できればよいことにする。「究極目的」「最終目的」「最高善」などの概念の用い方については、カントの著書や論文によってかなりの変動があり、その意味内容の精確な確定は困難であり、また生産的とも思えない。牧野英二（2003）、p.272などを参照。

可欠」あるいは「必須」であるとするならば、それは単に「許容される」という以上の積極的な意義を持っているのではないか。

カントにとって「ねばならない」(müssen)、あるいは「義務」(Pflicht)という言葉は、実践理性による人間の意志へのアプリアリな拘束を表現するものである(VI222、MS)。したがって、本来は否定されるべき戦争に対してこの言葉を用いることは確かに不適切であろう。しかし、カントを離れて通常の語感に従うとすれば、やはり「永遠平和のために戦争をせねばならない」「戦争は義務である」と表現したくもなる。何しろ、それを経なければ永遠平和は訪れないという意味で戦争は不可欠なのだから。ただ、そうした事実をもって実践理性が戦争を追認する(合法とする)ことはありえない、というにすぎない。

カントの言う「敵対関係」「非社会的社交性」とは、国家間における広義の「紛争」の意であって、必ずしも戦争に限定されないと考えることも論理的にはありうる。紛争の解決をいかにして武力ではなく公法に委ねてゆくかを模索するのが、カントの思索の中心であるというわけだ⁽⁶⁾。確かに、「国際連盟(Völkerbund)」の提唱などに明らかかなように、それこそが法論レベルでのカントの問題意識であることに疑いはない。しかし、戦争が完全に廃絶される、すなわち、人類の歴史が完成に近づくには、人類は戦争を経験しなければならない。これが自然の摂理であり、歴史哲学的な洞察の譲れない結論なのである。

事実、関連箇所をいくら読み進めても、そこで論じられているのは、戦争を通じて人類が成熟し、結果的に平和へと至るプロセスでしかない。カントが(少なくとも国家間の関係において)文化を向上させ、平和を実現するための敵対関係として想定しているのはあくまでも戦争であって、より穏やかな紛争などではない。

5. 理念実現のために理念を毀損せざるをえない人間存在の二重性

—— その人間がつき合ってゆくべき戦争観とはどんなものか

以上のことから、「人間は永遠平和のために戦争せざるをえない存在である」というエキセントリックな命題が導かれる。ここでは、カントのターミノロジーに配慮し、「ねばならない」ではなく、「せざるをえない」という表現を使っている。それにもか

⁽⁶⁾ 森偵徳(2010)、p.158、渡邊二郎(1996)、pp.31-32などを参照。

かわらず、実践理性の命令によれば、あくまで戦争は不法なのである。とすると、さらに進めて、「人間は理念の実現のために当該理念を毀損せざるをえない存在、換言すれば、不法を犯さざるをえない存在である」と言うことも可能であろう⁷⁾。

カントによれば、人間は「根源悪 (das radikal Böse)」を内包し (VI32-39、Rel)、人類の歴史は悪から始まる (VIII115、Anf)。文化の発展のため、市民的 - 法的体制の設立のために、どうしても戦争が前提とされてしまうのは、こうした人間の持つ自然素質の故である。戦争がもたらす悲惨、破壊を目の当たりにして、悪への傾向性を持つ人間がそうでなければ望むはずもない市民的 - 法的体制に入ることにしぶしぶ同意する (VIII16、Idee、他)。人間が単なる理性的存在でしかないならば、悪への性向に引きずられて実践理性の命令に違反することはなく、回り道をすることなく直接的にその命令を果たすことだろう。しかし残念ながら、人間は同時に自然的 - 感性的世界 (現象界) の住人でもあり、そうはならない。人間を理念の実現に接近させるためには、人間の自己愛や欲望などの性向を逆利用するのが有効なのである。これが自然の深遠な意図であり摂理である。

人間は叡智界と現象界に両属する存在であり、しばしば、自由の法則と感性的動因の狭間で引き裂かれる存在であることは、ここで指摘するまでもなく、カントにおける人間観の基本である。しかし、こうした一般的理解だけからは、叡智的存在者と感性的存在者の対立は事実として起きている事態であるというに過ぎず、それが必然的に生じるということまでは帰結しないように思われる。(事実としてはともかく) 少なくとも論理的には、人間としては、その都度その都度、自由なる道徳法則に従って選択意志を行使することも可能であるはずだからだ。

しかし、これまで見てきたように、「人間は永遠平和のために戦争せざるをえない存在である」ならば、永遠平和の確立というポイントについては、こうした楽観的な見通しは通じない。理性が命じる永遠平和の理念を世界において成就するためには、人類は、ひとまずその理念を暴力的に侵害するよう必然的に運命づけられているからだ。おそらく、永遠普遍の真理を体現する純粹実践理性としては、根源悪を抱える人類の事情など一切考慮することなく、永遠平和の実現を命じるのみであろう。しかし

⁷⁾ 佐藤全弘 (1990)、p.202 はカントの戦争観について「人類史発展の現段階では止むをえなくても、戦争は決して歴史の恒常状態でもなく、一つの過渡状態にすぎぬと見る」と言う。戦争についての事実認識はその通りだが、本稿では、戦争と平和に関する義務をめぐって人間がアンビバレントな状態に陥ることに焦点を当てているわけである。

そのために、人間としては、理念のために理念を裏切ることを余儀なくされ、永遠平和が成就する歴史の終点に至るまでは、必然的かつ宿命的な仕方での内的分裂を抱え続けることになる。

カントの歴史哲学は、人類の文化的陶冶 (Kultivierung)、市民的-法的体制の設立すなわち文明化 (Zivilisierung)、道徳化 (Moralisierung) を導きの糸として叙述される (VIII 29-30、Idee、他)。物理的時間は流れ続けるとしても、哲学的意味における歴史叙述においては、永遠平和 (市民的 - 法的体制) の成就是、人類史の最終章、あるいはその直前段階に位置することになる。

さて、そうした観点から我々の時代の相を眺めた場合、少なくとも見通しうる将来において戦争が廃絶されることは期待できそうにない。永遠平和の理念がどれほど高貴であろうとも、それは遥かなる将来における実現を期して漸次接近を目指すべき極点に過ぎない。この点において、現代はカントの時代といささかも変わっていないと言ふべきであろう⁽⁸⁾。

根源的な二重性を抱える人間として、あるいは歴史の道半ばで苦闘している我々として、参照すべき戦争観とは、実践理性から断罪される限りでの戦争、歴史の終点において消滅すべきとされる限りでの戦争の概念ではない。そうではなく、市民的 - 法的体制を準備して歴史の目的への駆動力となりつつも、徐々に制限され、やがては消滅させていくべきものという、動的な戦争観であろう。カントは法論において、(叡智界から下される戦争への断罪にもかかわらず) 戦争に一定の法的地位を認めつつこれを規制しようとする。この点において、現代における戦時国際法の問題と大きく異なることはない。

6. 市民的 - 法的体制を脅かす敵との戦争

さて、市民的 - 法的体制の設立に対して戦争が果たす貢献として挙げられるのは、上述したような、単に、戦争の野蛮さが人々の協同への機運を高めるという消極的側

⁽⁸⁾ 中村博雄 (2008)、p.210 は、現在、国家間の自然状態が法的状態に入りつつあり、永遠平和実現の条件が満たされたとして、日本国憲法第九条の擁護論を展開している。しかし、世界の紛争は尽きず、特に中東のイスラム圏や東アジアにおいては大規模戦争の危機すらある現状に鑑みて、あまりに楽観的と言わざるをえない。

面だけではない。「法論」第一部・公法における戦争法の描写では、もう一つの側面、すなわち、戦争が平和実現に対して果たす積極的貢献が語られていると解釈することが可能である。そこで念頭に置かれているのは、市民的・法的体制の設立（それは永遠平和の基礎である）そのものを脅かす勢力との戦争である。

カントは「不正義である敵に対する国家の権利には制限がない」（VI349、MS）と語る。さらに、正義にもとる敵とは「公的に（言葉あるいは行動で）表明される意志によって露わにされる格律が、それが普遍的規則とされたなら、諸人民の間の平和状態を不可能にし、自然状態を永続させざるをえないようなものであれば、そのような意志を持つものが敵である」（同）と続ける。一考して当然であるが、市民的・法的体制（平和の基礎）を脅かす国家ないし勢力の意図を挫くことは平和に対する貢献である。カントを絶対平和主義者と誤想する人なら驚倒するような思考であるが、ここにリアリスト・カントの真骨頂がある。

『永遠平和』第二章の第一確定条項において、カントは、国家が永遠平和のために採るべきは「共和政体（Republik）」であることを明言する（VIII349-351、EF）。多くの論者が認めるように、カントの「共和制」は現代人の考える「代議制民主主義制度」と同じであると考えて差し支えない⁽⁹⁾。では、その脅威となる「不正義である敵」とは、第一義的には、民主主義的手続きを経ていない、様々なタイプの独裁国家であることになる。日本の周辺ならば、中華人民共和国、北朝鮮などがそれに該当するだろう。カントによれば、自由を基礎に置く共和制国家（民主主義国家）としては、このような勢力の「悪行をなす力の排除」（VI349、MS）を目指し、独裁国家に対し「戦争への傾向にとって不利な体制を採用させる」（同）べきなのである。カントはグロティウスと対比的に論じられることも多いが、こうした観点からは、グロティウスの正戦論（just war theory）の伝統にも一定の理解を示していると言えるだろう⁽¹⁰⁾。

なお、カントは取り上げていないが、民主主義国家であっても、決して不正義の戦争を実行しないと断言できない（アメリカ合衆国やイスラエルの戦争事例）。しかし

⁽⁹⁾ 濱田義文（1996）、p.8などを参照。ちなみにカントの“Demokratie”はほとんど「衆愚制」の意。

⁽¹⁰⁾ 森偵徳（2010）、pp.155-156はカントの戦争観について「カントは正戦論に一定の理解を示しつつも、そこに止まらず「すべての戦争が永久に終結することを目指す」（ibid.）という隘路をあえて選ぶ」と表現している。

ながら、民主主義国家は少なくとも国内的には国民の自由を保証しており、対外的な戦争においても、独裁者の気まぐれで戦争を開始できる体制とは異なり、「戦争をすべきかを決定するために市民の賛同が求められる」(VIII351、EF)がゆえに、非民主主義国家よりも、永遠平和をはじめとする実践理性の諸理念に近い体制なのである。

以上の議論を踏まえたならば、常備軍全廃を謳ったものとして有名な『永遠平和』第一章・第三予備条項に対しても、重要な付帯条項を付加することが許されるであろう。すなわち、「常備軍は、時とともに全廃されるべきである。—ただし、それは市民的-法的体制を脅かす不正義なる敵の勢力から先に実行されなければならない」。カントの真意を忖度し、そのテキストに手を加えることは不遜かもしれないが、本論でのカント解釈、および、現実の国際政治の緊急性に鑑みるならば正当化されうるものとする⁽¹⁾。

それ以外にも、カントは、仮に戦争が勃発したとしてもその被害を最小限に抑え、事態が殲滅戦争(Ausrottungskrieg)に陥ることを防ぎ、将来の永遠平和への展望が失われないよう、戦争のあり方を制限することも忘れていない。その論述には、現代の「戦時法規(jus in bello)」に相当する内容が含まれている(VI347-349、MS、VIII346、EF)。カントは戦争の本質、戦争の現実に通じた上でそれを効果的に抑制し、永遠平和の理念に確実に接近してゆくための方策を提示していると思われる。

7. 理想主義と現実感覚の融合

カントの歴史哲学的考察によれば、戦争は人類を文化的に陶冶し、かえって永遠平和の実現に寄与する(歴史哲学的観点)。そして、法論レベルにおいても、自らを拡張する実践理性の立場からは戦争は許容される(法論的観点②)。カントの抱く戦争観のうち、こうした側面を「現実主義」と呼んでもよいだろう。

しかしながら、カントの平和思想がまさに特異であるのは、これほどリアリスティックな視点で戦争を眺めているにもかかわらず、それでもなお、実践理性の最高法廷の立場から「戦争は不法である」と宣言することを止めないからである(法論的

⁽¹⁾ 本節で論じたような、正戦肯定論者としてのカント像を提示したものとして、谷田信一(2000)などが挙げられる。

観点①)。戦争や争いが人間の根源的素質から生じるものであって、さらには人類にとって必要でさえあるとしても、その事実によって、永遠平和の理念そのものが傷つくことはない。永遠平和の理念は無傷のまま動揺することはなく、実践理性は無条件にそれを命じ、戦争を断罪し続けるのである⁽¹²⁾。

カントは「理性の根拠に基づいて理論に当てはまることは、実践に対しても当てはまる」(VIII312、Gem)と語る。法や道徳の理念が命じること(例えば戦争放棄)は原理的に実践可能であるというのがカントの揺るがない信念である。それが不可能に思えるのは、歴史の進展が理念に追いついていないか、あるいは、単に人間の努力不足であるかである。その意味で、カントを「理想主義」の人と呼ぶことは確かに正しいことだろう。

現実世界の事情を一顧だにしない超然たる理想主義と、人間の根源的素質(根源悪)に固執して譲らない現実主義の二つが強烈に自己主張しながらも、カントという人格の中で奇妙に融合している。どちらかに力点を置きすぎるならば、カント思想の全体性を損なうことになるだろう。一方では、冷徹な現実主義の中でさえ輝きを失わない理念がその価値を高め、他方では、理念がこの上なく高く掲げられるからこそ、それでもなお追及される現実主義は真実性を帯びる。これがカント思想の構造であると言えよう。

月並みな表現であることを承知で、あえて述べるなら、我々がカントから学ぶべきことは、「永遠平和の理想を現実的な態度で探究する」姿勢であろう。理想主義と現実主義が矛盾しないこと、むしろ相互に強め合うことをカントは教えてくれている。我々は戦争廃絶に向けた現実的な困難を前にするからこそ平和の理想を燃え立たせる。また、自己目的化した活動のためではなく本当に永遠平和の実現を願うからこそ、感情的な反戦論を超えて、人間と戦争の本質を見据えた現実的解決の方策を探ることができるのである。

⁽¹²⁾ カントのこうしたセンスは「緊急権」の議論にも現れている。その大意は、やむをえない事情で法を破った場合でもその人が法を破ったことは事実であり、不法が法に格上げされるわけではない、ということである(VI235-236)。

略号

- ・カントからの引用もしくは参照箇所は、慣例に従い、アカデミー版カント全集 (Kant's gesammelte Schriften, begonnen von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften) に基づいている。巻数をローマ数字で、ページ数をアラビア数字で記している。
- ・ただし、アカデミー版では複数の著書ないし論文が同じ巻に収められているため、便宜のため、当該作品の略号を併せて示す。略号は次の通り。『判断力批判』／KU 『人倫の形而上学』／MS 「世界市民的見地における普遍史の理念」／Idee 「人類史の憶測的始源」／Anf 『永遠平和のために』／EF 「理論と実践」／Gem 『単なる理性の限界内の宗教』／Rel

参考文献

- ・佐藤慶太 (2012) 「カントの歴史哲学」、有福孝岳／牧野英二編『カントを学ぶ人のために』、世界思想社
- ・樽井正義／石田京子 (2012) 「法と政治の原理」、有福孝岳／牧野英二編『カントを学ぶ人のために』、世界思想社
- ・森禎徳 (2010) 「永遠平和のリアリティー公表性・訪問権・世界市民一」、『カントと幸福論 (日本カント研究 11)』、理想社
- ・中村博雄 (2008) 『カント批判哲学による「個人の尊重」と「平和主義」の形而上学的基礎づけ』、成文堂
- ・石田京子 (2007) 「カント法哲学における許容法則の位置づけ」、『カントと心の哲学 (日本カント研究 8)』、理想社
- ・小野原雅夫 (2006) 「平和の定言命法と平和実現のための仮言命法」、『ドイツ哲学の意義と展望 (日本カント研究 7)』、理想社
- ・ジェームズ・ボーマン／マティアス・ルッツ - バッハマン編、紺野茂樹／田辺俊明／舟場保之訳 (2006) 『カントと永遠平和—世界市民という理念について』、未来社

- ・藤田省吾 (2004) 『カント哲学の特性』、晃洋書房
- ・牧野英二 (2003) 『カントを読む—ポストモダニズム以降の批判哲学』、岩波書店
- ・谷田信一 (2000) 『『戦争と平和の倫理』とカントの平和論』、日本カント協会編『カントと現代文明 (日本カント研究 1)』、理想社
- ・渡邊二郎 (1996) 「カント永遠平和論の意義—その思想的根拠を中心として」、日本カント協会編『カントと現代—日本カント協会記念論集』、晃洋書房
- ・量義治 (1996) 「カント永遠平和論のパラドックス」、日本カント協会編『カントと現代—日本カント協会記念論集』、晃洋書房
- ・濱田義文 (1996) 「カントと平和の問題」、日本カント協会編『カントと現代—日本カント協会記念論集』、晃洋書房
- ・三島淑臣 (1996) 「後期カント政治理論における平和の問題」、日本カント協会編『カントと現代—日本カント協会記念論集』、晃洋書房
- ・藤田健治 (1994) 『カント解釈の基本問題—その人間学的還元』、法政大学出版局
- ・佐藤全弘 (1990) 『カント歴史哲学の研究』、晃洋書房
- ・有福孝岳 (ほか) 編 (1997) 『カント事典』、弘文堂
- ・田中誠 (1989) 「カントの歴史哲学」、浜田義文編『カント読本』、法政大学出版局
- ・伊藤宏一 (1989) 「政治哲学としてのカントの平和論—政治への道德の架橋」、浜田義文編『カント読本』、法政大学出版局

キーワード

カント、敵対関係、永遠平和

(Keywords)

Kant , Antagonism, Perpetual Peace